

犬山市告示第25号

犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第3条の2第2項第10号にて市長が定める物は次のとおりとする。

平成25年4月1日

犬山市長 田中志典

●金属類

フライパン・鍋・包丁・スプーン・フォーク・おたま・ターナー（フライパン返し）・やかん・バーベキューコンロ・網・皿・水筒・タワシ・ナイフ・ピーラー・弁当箱・キッチンボウル・キッチン秤・ペンチ・ドライバー・ニッパ・釘・のこぎり・のみ・かんな・釘抜き・レンチ・ボルト・針金・はさみ・ホッチキス・クリップ・ビス・鉛筆削り機・安全ピン・おもちゃ・かご・傘・画鋸・かみそり・金庫・バケツ・ハンガー・ピンセット・針・スコップ・穴あけパンチ・カッターナイフ・コード（銅線）・缶詰のふた・スケート靴・タイヤチェーン・ローラースケート・はかり・ヘルスマーター・安全靴・スタンプ台・灰皿・書類収納ケース・エキスパンダー・オイル缶・ガスバーナー・ガスランタン・

●小型家電製品

電気ドリル・電気のこぎり・家庭用ミシン・プリンター・フォトプリンター・モニター・電話機・電子辞書・ビデオデッキ・CDデッキ・DVDデッキ・BDデッキ・カセットデッキ・ビデオカメラ・フィルムカメラ・デジタルカメラ・デジタルフォトスタンド・プロジェクター・レコードプレイヤー・ICレコーダー・CDプレイヤー・MDプレイヤー・ヘッドフォン・電気アイロン・電気ストーブ・ファンヒーター・電子ジャー・電子レンジ・トースター・卓上型電気調理器・ホットプレート・コーヒーマーカー・フードプロセッサ・小型冷温庫・電気ポット・キッチンタイマー・扇風機・温風機・電気掃除機・電動ポンプ・ヘアードライヤー・電気シェーバー・電気バリカン・加湿器・卓上型食器洗い機・ジュースミキサー・電動歯ブラシ・小型電気マッサージ機・電子体温計・電子血圧計・電気蚊取り器・電動式玩具・据置型ゲーム機・携帯型ゲーム機・ゲーム用コントローラー・ゲームソフト・携帯電話・携帯タブレット・懐中電灯・電子式ヘルスマーター・デジタル歩数計・時計・電動式鉛筆削り機・電子計算機・ファクシミリ・ラミネーター・リモコン・ACアダプタ・カーナビゲーション・カーステレオ・カーアンプ・ETC車載ユニット・カーレーダー探知機・電気ランプ